

香芝市企業立地推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月25日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第40号

香芝市企業立地推進条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市企業立地推進条例施行規則（平成27年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「（平成25年総務省告示第405号）」を削り、同条第3号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。